[事案 21-13] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成21年5月22日 裁定申立受理
- ・平成22年1月26日 裁定終了

<事案の概要>

募集人(証券会社職員)と面接を行わないで契約を締結したことや、契約締結後の証券会社 職員の不当な解約忌避等を理由に、契約無効と既払込保険料の返還を求めたもの。

< 申立人の主張 >

平成13年3月、証券会社を窓口として変額個人年金に加入していたが、下記理由により契約を無効にして払込保険料(300万円)を全額返金して欲しい。

- (1) 募集証券会社の募集人より、電話で申立契約への加入を勧められ、面接をしないで、申込書の郵送によって契約が成立したものである。
- (2) 契約締結後、運用成果が当初の一時払い保険料を上回っている状況で、①平成 19 年 4 月 に証券会社のA職員に増加した資産を現金で受け取りたいと申し出たが、同職員は手続をしなかった。②同 20 年 7 月に証券会社のB職員に解約したい旨申し出たが、同職員より、解約方法を案内されず、解約の断念を勧められるなどの解約妨害行為等があった。これらの証券会社の職員の対応は不当であり、その後の運用悪化により大きな損失を被った。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 契約締結時の無面接募集は不適切であったが、発覚後直ちに面接による契約意思の確認が 行なわれている。またその後の申立人からの相談または申し出も全て契約が有効であるこ とを前提になされており、申立人が運用悪化により損失を被った後になって初めて、当初 の無面接募集による契約無効を一転主張するのは、他の契約者との公平の観点からも適切 ではなく、これに応じることはできない。
- (2) 契約締結後の不当な顧客対応についても、申立人と証券会社担当者との電話のやりとりの録音記録によれば、申立人が主張する不当な顧客対応は認められない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社提出の書類等に基づき審理した結果、下記理由により、申立人の主張を認めることは出来ず、生命保険相談所規程第44条により、裁定書にその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 面接は保険契約の成立要件ではなく、本件契約において、申立人の申込みの前に募集人が 面接をしなかったことのみをもって、契約が無効であるとは認められない。本件では、募集 人による面接はなかったが、契約締結前に、募集人の電話による契約内容の説明とパンフレ ットの送付が行なわれ、「契約の際に運用リスクについての説明を受け、理解をして」申立 人自身が保険契約申込書を作成して郵送し、これを受けて保険会社が申立契約を成立させて おり、契約の申込みと承諾があったことは間違いがなく、契約は成立している。
- (2) 申立人は、契約締結後、募集証券会社の職員により解約を妨げられたことが不当であるとして契約の無効を主張するが、申立人は、積立金額の増減について、契約者として応分の関心を持っており、解約の時期についての助言を求めていたものの、解約するまでの明確な意思表示を行ったとまでは評価できない。そもそも、仮に申立人が主張するような事実が認められたとしても、ただちに契約自体が無効となることはありえない。